

～正しい知識で安全に～

# 自転車の交通違反に「青切符」



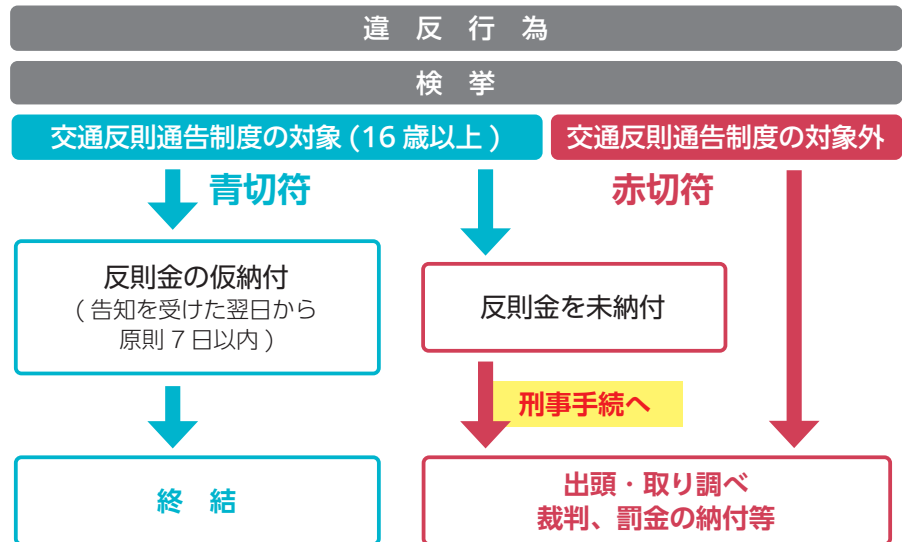
## が導入

令和8年4月1日から、自転車の交通違反に「交通反則通告制度」(通称「青切符」)が導入されました。自転車は、幅広い年齢層が利用できる便利で環境にやさしい交通手段ですが、道路交通法上、「軽車両」と位置付けされています。車両の運転者としての自覚を持ち、ルールを守って責任のある運転を心掛けましょう。

問合せ 自治振興課 (内線 3116)

### 交通反則通告制度「青切符」ってなに?

交通反則通告制度とは、交通違反をした場合の手続きを簡略化するための仕組みです。交通反則通告金制度の対象となる違反行為をした場合、一定期間内に反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件が処理されます。交通反則通告制度の対象は16歳以上の運転者です。



### 4月1日から自動車側にも新ルール

自動車は自転車の右側を通過する際は、十分な間隔を確保することが義務化されました。

ドライバーにはこれまで以上に自転車や歩行者への配慮が求められており、安全運転意識の向上が重要です。



### 自転車事故の約7割がルール違反

埼玉県では、自転車に関する交通事故が依然として多く、過去5年間にわたり、自転車事故の発生状況は高い水準が続いており、令和7年の死者数に関しては**全国ワースト1位**となっています。また、自転車事故の当事者の約7割に何らかの法令違反があることから、自転車利用者への指導警告も多く行われています。

自転車に乗る際は一人ひとりが交通ルールの遵守と安全確認を徹底し、より一層の注意を払うことが求められます。

自転車事故死傷者数の推移



出典: 埼玉県交通事故ハザードマップ 2026



## その交通違反、反則金の対象に!

青切符の対象となる主な自転車の違反行為と反則金額は以下のとおりです。

※「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為はこれまでどおり赤切符が交付され、刑事手続きに進みます



青切符詳細▶

### 主な反則金の例

**×** 携帯電話使用等(保持)

反則金 12,000円



**×** 信号無視

反則金 6,000円



**×** 一時不停止

反則金 5,000円



**×** イヤホンの使用

反則金 5,000円



安全運転の基本ルールを確認しましょう

### ~自転車安全利用五則~

交通ルール詳細▶



1

#### 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は車道通行が原則だが、標識などで通行が認められている場合や車道の状況でやむを得ない場合は例外で歩道を通行できる。



2

#### 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

通常は車両用信号機に従うが「歩行者・自転車専用」の信号機がある場合は、その信号機にしたがって通行する。



3

#### 夜間はライトを点灯

自分の存在を知らせるためにも、早めに点灯する。



4

#### 飲酒運転禁止

自転車でも飲酒しての運転は禁止。



5

#### ヘルメット着用

転倒や万が一の事故に備え、ヘルメットを正しくかぶり、頭をしっかり守る。



鴻巣警察署交通課長  
柳田 謙 さん

自転車交通違反は重大事故につながる可能性がありますので、自転車の交通ルールを再確認し、安全に正しく自転車を利用しましょう。

指導取締りについては、自転車の交通違反と交通事故の防止が必要であると認められる地区・路線を中心に、自転車関連事故の発生が多い朝の通勤・通学時間帯や日没前後の薄暗い時間帯に、重点的に行います。

警察は、自転車の交通違反が交通事故の原因となるような、歩行者やほかの車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質な違反であったときには検挙を行います。青切符の導入後、検挙後の手続きは大きく変わりますが、交通違反の指導取締りについての基本的な考え方は変わりません。

鴻巣警察署交通課長から  
メッセージ